役員等の報酬等に関する規程

社会福祉法人ひまわり福祉会

（目的及び意義）

第１条　この規程は、社会福祉法人ひまわり福祉会（以下「法人」という。）の定款第８条及び第２１条の規定に基づき、この法人の評議員、理事及び監事の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（定義等）

第２条　この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

（１）役員とは、理事及び監事をいう。

（２）役員等とは、評議員、理事及び監事をいう。

（３）常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。

（４）非常勤役員等とは、役員のうち、常勤役員以外の者及び評議員をいう。

（５）報酬等とは、社会福祉法第４５条の３４第１項第３号に定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称の如何を問わない。費用とは明確に区分されるものとする。

（６）費用とは、職務遂行に伴い発生する旅費（交通費、宿泊費を含む。）及び手数料等の経費であって、報酬等とは明確に区分されるものとする。

（報酬等の支給）

第３条　役員等に対して支給する報酬等は、役員等の、評議員会、理事会、評議員選任・解任委員会、理事会が設置する委員会その他の会議、行政庁指導監査、監事監査、内部経理監査、外部監査及び入札等（以下「役員会等」という。）への出席又は立会等に係る職務執行の対価として、報酬を支給する。

２　理事長には、前項の役員会等への出席のほか、職務執行の対価として、月額報酬を支給する。

３　第１項の規定にかかわらず、常勤役員で職員としての立場を有する者に対しては、役員会等が通常の業務時間外に開催される場合についてのみ、報酬を支給する。

４　管理監督者である職員が、通常の業務時間外に開催される役員会等に出席した場合については、この規程に準じて報酬を支給することができる。

５　法人又は外部主催の研修及び法人の各専門委員会への参加については、この規程によらず、別に定める「出張旅費規程」により費用を弁償するものとする。

６．役員等としての在任期間が４年以上ある者が、役員等を退任する場合は退任慰労金を支給する。

（報酬の額の決定）

第４条　評議員には、定款第８条で定める金額の範囲内で、報酬を支給する。

２　全理事の報酬総額は、年間８００万円以内とする。

３　全監事の報酬総額は、年間５０万円以内とする。

４　常勤理事長の報酬は、年間７００万円を上限とし、具体的な報酬等の額については理事会の決議によって定めるものとする。

５　非常勤役員等の報酬及び第３条第３項・第４項に該当する場合の報酬の額は、別表第１に定めるとおりとする。

６　退任慰労金の額は、別表第２に定めるとおりとする。ただし、職員としての退職手当算定対象期間は控除する。
７　当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している役員等報酬は、別表第 3 の定めによるものとする。

（報酬の支給日）
第５条　役員等の報酬は、職務執行の属する月の翌月１５日（ただし、当該日が日曜日、土曜日又は休日に当たるときは、その翌日）に支払うものとする。
２　前項の規定にかかわらず、常勤理事長の報酬は、毎月２５日（ただし、当該日が日曜日、土曜日又は休日に当たるときは、その前日）に支払うものとする。

（報酬の支給方法）
第６条　報酬は、原則として本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込む。
２　報酬は､法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申出のあった立替金等を控除して支給する。

（費　用）
第７条　役員等に支払う旅費は、出張旅費規程に定めた額とする。
２　役員等がその職務の遂行にあたって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うものとする。

（公　表）
第８条　この法人は、この規程をもって、社会福祉法第５９条の２第１項第２号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

（改　廃）
第９条　この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

（補　則）
第１０条　この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定めるものとする。

附　則
この規程は２０１７年６月２７日から施行し、２０１７年４月１日から適用する。
附　則
２０１８年３月２２日から改正施行する。ただし、改正第３条第２項、同第４条第２項及び第４項、同第５条第２項については２０１８年４月１日から施行する。
２０２２年３月２４日　別表第１　一部改正
２０２３年７月２０日改正　第４条７、別表第３

別表第１　非常勤役員等及び第３条第３項・第４項に該当する場合の報酬の額（第４条第５項関係）

役職名	報　酬　の　額
評議員・理事・監事	役員会等への出席の都度及び書面決議、１人一律 Ⅰ．半日につき 5,000円 Ⅱ．１日につき 8,000円 Ⅲ．書面決議　 5,000円

別表第２　在任４年以上の役員等の退任慰労金の額（第４条第６項関係）

役員等としての、以下の期間を合計して支給する。ただし、職員としての退職手当算定対象期間は控除する。

役職名	退任慰労金の額
理事	任期１年につき　 5,000円
内、理事長であった期間	同　上　　10,000円を加算
内、常務理事であった期間	同　上　　5,000円を加算
監事	任期１年につき　 5,000円
評議員	任期１年につき　 2,500円

別表３（職員給与との併給）

役職ごとの役員報酬額を定める。

当法人職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、職員給与に加えて役員報酬用を支給する。

役職名	役員報酬額
理事長	月額 300,000 円